

介護保険制度に関するお知らせ

☎高齢福祉課(☎826-1111 内線2463)

皆さんに納めていただく介護保険料は、市の介護保険を運営するための大切な財源になります。介護サービスが十分に整えられるよう、そして介護が必要となったときには誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

令和2年度の介護保険料

所得段階	対象者		保険料 (年額)	
第1段階	本人が 市県民税非課税	世帯全員が 市県民税非課税	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	
第2段階			本人の前年の合計 所得と課税対象と なる年金収入の合 計が	80万円以下の方
第3段階		同じ世帯に市県民税が 課税されている方がいる	80万円超120万円以下の方	13,400円
第4段階			120万円超の方	33,600円
第5段階			80万円以下の方	47,000円
第6段階	本人が 市県民税課税	前年の合計所得が	第4段階以外の方	60,400円
第7段階			120万円未満の方	67,200円
第8段階			120万円以上200万円未満の方	77,200円
第9段階			200万円以上300万円未満の方	84,000円
第10段階			300万円以上400万円未満の方	100,800円
第11段階			400万円以上500万円未満の方	107,500円
		500万円以上の方	114,200円	
			120,900円	

介護保険料の納め方

特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金から差し引きとなります。ただし、介護保険料が、年金支給額の2分の1を超える場合や、65歳になったばかりの方などは、特別徴収になりません。

特別徴収の方には「年金からの引き落としのお知らせ」を7月中旬に発送します。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、市から送付される納付書により8期に分けて納めていただきます。納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、各支所・出張所で納付してください。

普通徴収の方には「納入通知書」を7月中旬に発送します。

納期限

1期	令和2年7月31日	5期	令和2年11月30日
2期	令和2年8月31日	6期	令和2年12月25日
3期	令和2年9月30日	7期	令和3年2月1日
4期	令和2年11月2日	8期	令和3年3月1日

※特別な事情なく介護保険料を一定期間滞納すると、保険給付の制限を受けることがあります。納付についての相談は、納税課(☎内線2333)で随時受け付けますので、早めにご連絡ください。

認定証の更新について

介護保険負担限度額認定証および、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の有効期限は7月31日(金)までです。交付を受けている方には案内を郵送しますので、更新を希望する場合は、8月31日(月)までに申請を行ってください。制度の認定は申請受付月の1日からです。9月1日(火)以降に申請した場合は、8月は認定の対象外となりますのでご注意ください。

利用者負担割合

介護保険サービスを利用する際には、所得に応じてサービス利用料金のうち1割～3割が自己負担となります。負担割合の判定基準について、詳しくはお問い合わせください。

【参考】次の①と②を満たす方は、3割負担になります。

- ①合計所得金額が220万円以上
- ②本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入とその他の合計所得金額の合計が、単身で340万円以上、2人以上の世帯で463万円以上

保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料を納めることができないときは、保険料の減免の措置を受けられる場合があります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入・給与収入等が前年より一定程度減少(10分の3以上の減少)した世帯に対して、介護保険料の免除又は減額する特例制度があります。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。